



健康あらかると

予防接種を受けましょう



●麻しん予防接種

接種期間 1歳の誕生日～平成18年3月31日

対象者 平成16年7月1日から同年7月31日までの出生者

通知 6月末までに郵送します。

接種方法 通知書に同封の指定医療機関に予約をして受けてください。

* 1歳からの接種になりますので、1歳の誕生日を迎えてから接種に行きましょう。(1歳未満は接種できません)

●BCG予防接種

接種日 7月4日(月)、20日(水)

受付時間 午後1時15分～2時15分
ところ 保健センター

対象者 平成17年3月1日から同年3月31日までの出生者／平成17年1月5日から同年2月28日までの出生者で6か月未満の未接種者

通知 6月中旬に郵送します。

●三(二)種混合I期初回予防接種

接種期間 7月1日～平成18年2月28日

対象者 平成17年2月1日から同年2月28日までの出生者

接種方法 3種混合は3～8週の間隔で3回接種します。2種混合(百日せきにかかったかた)は4～6週の間隔で2回接種します。通知書に同封の指定医療機関に予約をして受けてください。

通知 6月末までに郵送します。

●二種混合II期予防接種

接種期間 7月1日～平成18年2月28日

対象者 平成5年4月2日から平成6年4月1日までの出生者(小学校6年生)および12歳以下の未接種者で、いずれも乳幼児期に三種混合または二種混合のI期を完了しているかた。

接種方法 通知書に同封の指定医療機関に予約して受けてください。接種の際は必ず保護者同伴でお出かけください。

通知 6月末までに郵送します。

問合せ 保健環境課健康係(内線184)

薬物の使用は犯罪です

●あなたに忍び寄る危険な薬物

違法な薬物には、一時的に気分を高揚させるような作用がありますが、薬が切れたときには不安感や身体的な苦痛が訪れます。この状態から逃れるために薬物乱用を続けると、いわゆる「薬物依存」の状態になります。

薬物依存の状態になった場合、日常生活のどんなときにも薬物を使用するようになり、自分の意思で薬物の使用をやめることができなくなります。

この薬物の乱用状態が続くと、脳や神経、内臓などが破壊され、失明したり、臓器が機能しなくなったりします。また、急性中毒により、死に至る場合もあります。

さらに、薬物乱用の恐ろしさは個人への影響にとどまりません。

薬物の作用により幻覚や妄想などの精神障害に陥っている薬物常用者が、周囲の人に危害を加えたり、自動車による交通事故を引き起こすなど、重大な犯罪、事故に結びつく可

能性があるのです。

●たった一度の使用でも重大な犯罪です

違法な薬物のほとんどは海外で製造され、日本に密輸されており、暴力団などを通じて違法に密売が行われています。たとえ知り合いから勧められたとしても、その背後には、必ず危険な犯罪組織が存在しています。身近に忍び寄る薬物には、身体への害に加えて、犯罪に巻き込まれる危険性も常に存在しているのです。

違法な薬物の所持・使用などは法律で禁止されています。たった一度の軽い気持ちでの使用も、重大な犯罪行為なのです。

薬物は使用者の体をむしばみ、その人の人生を台無しにしてしまいます。断固とした態度で断り、決して手を出さないようにしてください。

もしも、違法な薬物に関する情報を得たときには、断片的な情報であっても、最寄りの警察署、交番などに連絡するようにしましょう。あなたの情報が違法な薬物の根絶につながり、あなたや周囲の人たちを薬物から守ることにつながるのです。

ハンセン病を正しく理解しよう

6月19日から25日はハンセン病を正しく理解する週間です。

ハンセン病とは…

ハンセン病は、らい菌による感染症の一つですが、その感染力は極めて弱く、感染しても発病することはほとんどありません。仮に発病しても、早期に適切な治療を受ければ、身体に障害を残すことなく完全に治癒します。

現在、ハンセン病療養所に入所している方々のほとんどは病気が既に

治っており、身体に残る障害は後遺症でしかありません。

どんな病気があっても、そのかたの人権を損なうことがあってはなりません。

ハンセン病について正しく知っていただき、患者・元患者の方々が、かつて受けた苦しみを二度と繰り返さないことが大切です。

ハンセン病療養所で生活する入所者の方の中には、療養所を退所し一般社会での生活を望んでいるかたもあります。地域で安心した生活ができるように、差別・偏見のない社会づくりにご理解とご協力をお願いします。

問合せ 県健康福祉部健康対策課
☎052-954-6268

新生児訪問指導・相談

新生児(生後28日ごろまで)をお育てのかたで、育児などについて心配や困っていることのあるかたに、保健師または助産師が家庭に出向いて相談を受けます。詳しいことは、電話でお問い合わせください。

問合せ 保健環境課健康係(内線184)

難病相談

ところ 岡崎市医師会公衆衛生センター
内容 相談医師(専門別)による個別相談

7月の日程
神経内科系

とき 7月1日(金) 午後2時～4時

対象疾患 パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症など

膠原病系

とき 7月25日(月) 午前10時～正午

対象疾患 全身性エリテマトーデス、慢性関節リウマチなど

申込み・問合せ 岡崎市医師会難病相談室(医師会館1階) ☎52-3526

7月の保健センター行事

☎62-1111<内線184>
☎62-8158(直通)

行事

	日/曜	受付時間	備 考
離乳食講習会	12(火)	午後1時～1時30分	対象：生後2～3か月児の母 内容：離乳食の作り方・試食
誰でもできる健康体操	8(金) 15(金) 22(金) 29(金)	午前10時～11時30分	会場が横落コミュニティホームに変更となります。初心者向けで効果的な歩き方や健康によい姿勢を学びます。

健診

4か月児健診 (17年3月生)	28(木)	午後1時～2時 (集団の話 1時～1時15分)	内容：身体測定、内科健診、集団の話、個別相談、絵本の読み聞かせ
10か月児健診 (16年8月16生) (～9月15日生)	21(木)	午後1時～2時 (集団の話 1時～1時15分)	内容：身体測定、内科健診、集団の話、個別相談
1歳6か月児健診 (15年12月生)	7(木)	午後1時～2時 (集団の話 1時～1時15分)	内容：身体測定、内科・歯科健診、集団の話、個別相談、フッ素塗布
2歳児歯科健診 (15年6月生の幼児 および、その保護者)	5(火)	午後12時45分～1時15分 (集団の話 1時～1時30分)	内容：歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、個別相談
3歳児健診 (14年6月生)	14(木)	午後1時～2時	内容：尿検査、身体測定、歯科・内科健診、個別相談

相談

母乳相談	14(木)	午前9時30分～11時	対象：妊婦、生後2か月までの母子(予約制) 内容：妊娠中の母乳の自己管理の方法、乳房マッサージ、個別相談
育児相談	6(水) 20(水)	午前9時30分～11時	対象：乳幼児 内容：保健師、栄養士による健康相談・身体測定
物忘れ相談	19(火)	午前10時～11時30分	対象：忘れっぽくなったことを心配している方 内容：認知症(痴ほう)予防相談(予約制)
成人健康相談	26(火)	午前9時30分～11時	健康に関すること全般 (栄養相談も含む)
母子健康手帳交付	毎週月・木曜	午前9時30分～11時30分	内容：母子保健に関する相談 妊娠届出書をお持ちください。

*各種相談は、電話でも随時受け付けています。必要時には、家庭訪問指導も行います。
*離乳食講習会の当日、赤ちゃんを家庭などに預けられないかたは保健センターへ事前にご連絡下さい。

*乳幼児健診、母子健診、育児相談、離乳食講習会、すくすく赤ちゃん教室、歯科健診には、必ず母子健康手帳をお持ちください。